

平成30年度 革新的がん超早期診断技術実用化事業募集要領

平成30年4月

本事業は、福岡県と久留米市が進める「福岡バイオバレープロジェクト」の推進の一環として、実施しております。

福岡発の革新的がん超早期診断技術の実用化を支援するもので、平成30年度新規採択に係る課題提案の募集を下記により行います。

1. 事業の目的

福岡県内バイオ産業の振興・発展を図るための委託事業として、革新的がん超早期診断技術の実用化を支援し、早期のがん検査ビジネスの実現を図り、本県にがん診断の拠点を構築することを目的としています。

2. 募集の対象、採択件数及び委託内容

(1) 募集の対象

次の項目を全て満たすものとします。

- ①福岡県内に登記された事業所又は研究所等を有する中小企業者(概ね資本金10億円以下程度の中堅企業を含む)であること
- ②福岡県バイオ産業拠点推進会議の会員であること。
- ③主体的に革新的がん超早期診断技術^{※)}の研究開発を行うこと
- ④事業終了後、3～5年の間に県内において事業化する計画を有すること

※)「革新的がん超早期診断技術」とは、がんの匂い検出技術による手軽、安価に検査可能で高性能なものとする。

(2) 採択件数及び委託内容

○採択件数 1件程度

委託額は、事業費総額の10分の10以内

1課題当たりの委託額 1,600万円程度

事業期間は原則1年

○委託内容

福岡発の革新的がん超早期診断の実証試験及び自動解析装置の開発を支援するものです。

【留意事項】

- ①上記の応募について、平成30年度に国、福岡県又は久留米市等が支援(補助、委託等)する研究開発事業と重複(同一研究者の同一又は著しく類似した内容)する場合は、委託の対象となりません。

※万一、正しい報告が行われなかった場合や記載漏れが判明した場合は、採択を取り消すことがありますのでご注意ください。

- ②本事業は地方自治体からの補助金により実施されているため、地方自治体の予算成立を前提とし、かつ今後、助成内容等に変更が生じる場合があります。

3. 委託対象経費

委託の対象となる経費は、①機械装置費、②人件費、③原材料・消耗品費、④旅費、⑤委託費、⑥共同研究等の経費、⑦産業財産権の出願等の経費、⑧その他の経費で、研究開発及び実用化に要する経費のうち別表「経費区分」により積算した額となります。

※詳細は、「委託事業の実施に要する経費」を参照ください。

4. 応募方法及び募集期間

①提案者

- ・事業計画を持つ企業等

※グループで提案する場合は、幹事企業が代表(当社との契約者及び事務手続きの窓口)となって提案してください。

②提案様式(様式第1号)

- ・提案に際しては、本募集要領による様式を必ず使用してください。
- ・これに示された形式以外での提案書は認められません。
- ・提案書の用紙の大きさはA4版で、片面印刷で提出してください(両面印刷は不可)。
- ・記入は、内容の正確を期すため、パソコンなど判別し易いもので作成してください。

※提案書の文字は11ポイント、明朝体で記述してください。

※提案書は、日本語で作成し、通しページを必ず記入してください。

※様式は福岡県バイオ産業拠点推進会議ホームページからダウンロードできます。

URL: <http://fbv.fukuoka.jp/>

③必要書類

- ・提案書(正1部・写し9部)
- ・企業案内 パンフレット(10部・共同研究機関分も含む。正1部・写し9部でも可)

④募集期間

平成30年4月10日(火)～平成30年4月27日(金)

※平日の午前8時30分から午後5時(お昼休みを除く)までに、ご提出ください。

⑤提出及び問い合わせ先

〒839-0864 久留米市百年公園1-1

福岡県バイオ産業拠点推進会議事務局

(株)久留米リサーチ・パーク バイオ事業部 担当 泊・緒方

TEL: 0942-37-6124 E-mail: fbv@krp.ktarn.or.jp

なお、提案書の提出については、電子メール及びFAXでの受付はいたしません。

※提案書の提出にあたっては、事前に事務局に協議・相談していただければ、記載等のミスが防げます。

5. 提案書の審査

①審査方法

審査は、バイオ技術関連に関する有識者等で構成する審査会において、提案者からのヒアリングを行う予定です。

②採否の決定

提案された提案書に記載された技術・製品の新規性、優位性、事業化の可能性、計画の妥当性、地域への貢献等の審査を行い、採択を決定します。

③採否の通知

採否は、当社より書面にてお知らせします。なお、採否に関する問い合わせは、一切受付いたしません。

6. 事業の委託契約

採択された提案者と当社との間において、研究開発及び事業化に係る委託契約を締結します。複数機関による共同研究で提案される場合は、幹事企業1社との契約になります。なお、以下の内容が契約に盛り込まれます。

①委託料の支払い

支払は原則、中間払いと精算払いとします。

※中間払いは、支払済額に応じた経費が対象です。

②所有権等の帰属

※機械装置は、委託を受けた企業及び共同研究を行った企業に帰属します。

※個人の場合は、創業後、企業に帰属を移します。

※産業財産権は、産業財産権の帰属にかかる申出書の提出により発明者又は発明者の所属機関に帰属します。

※事業で作成した試作品は売買できません。

7. 事業の実施

①実施計画書の提出

採択決定通知に基づき、速やかに実施計画書を提出していただきます。

※この計画書は、上記【6. 事業の委託契約】に記載する契約書に写しを添付します。

②進捗状況、成果の報告(事業実施年度)

進捗状況報告会1回(11月)、成果報告会及び継続提案審査会1回(3月)に出席いただき、事業の進捗状況報告及び当該年度の成果報告をしていただきます。

また、福岡県バイオ産業拠点推進会議総会(6～7月)において、採択の報告を行います。

その際、課題名、受託メンバー、採択金額は公開となります。

なお、実施状況について事務局と随時打合せを行って参ります。

8. 事業終了後の報告及び成果発表等

①事業終了後の報告・発表

・福岡県バイオ産業拠点推進会議総会、当社が開催する成果発表会等の場に参加し、事業の成果について報告、発表していただきます。

・事業終了後の5年間について、事業化状況報告書を提出していただきます。

②事業実施後の成果

当該委託事業により一定の成果が得られた場合は、福岡県及び久留米市の産業の振興・発展に貢献していただくとともに、当社の投資事業等について検討させていただきます。

9. 収益納付の義務

事業主体は、本事業実施により、収益が発生したときは報告しなければなりません。その報告に基づき、別に定める規定により収益の一部を福岡県、久留米市に委託額を上限として納付しなければなりません。

納付義務の期間は、事業終了後5年間とします。

委託事業の実施に要する経費

1 機械装置 費	この事業の遂行に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要した経費。 ①1件10万円以上の機械器具の購入、改良、据付に要する経費を対象とし、金型、自社で製作する場合の部品の購入や実験機器の借用(リース)に要する経費を含む。親子会社から調達する場合、利潤を含めない。 ②機械装置費に対する委託は、原則、委託金全体の50%以内とする。但し、社長が必要と認めた場合はその限りでない。個人の場合、購入した機械装置は創業後に企業に帰属を移す。 ③購入手続きは、契約締結後必要に応じ随時行う。契約後、6カ月以内に納入を完了させること。
2 人件費	この事業の研究開発業務に直接関与する者(※1)の人件費。 ①給与(※2)の総額(※3)のほか、事業主が負担する社会保険料等を対象とする。 ※1 研究開発に伴う単純作業等を専門に行う目的で、臨時に雇用される者を含む。 ※2 基本給、諸手当、賞与等で定期・臨時に支払われたもの。時間外手当は除く。 ※3 所得税、地方税、保険料等を差し引く前の総額。 但し、研究開発従事者に対して支払う手当のうち、委託対象は社長が必要と認めるもので、時間外手当は除く。 ②人件費の額の算定は、研究関係従事者について、時間単価に直接作業時間数を乗じた額とする。 ③人件費の時間単価は、下記の式により算出するものとする。 ※給与形態が年棒制の場合は、総額を年間所定労働時間で除した額とする。 ●時間単価 = $\frac{\text{年間総支給額}((\text{月基本給} + \text{諸手当}) \times 12\text{月} + \text{賞与}) + \text{年間事業主負担分社会保険料}}{\text{年間所定労働時間}}$ ④人件費に対する委託は、原則、委託額全体の50%以内とする。但し、当社が必要と認めた場合はその限りでない。 ⑤研究開発業務とは ◇研究開発業務とするもの ●研究所・研究開発部等の研究開発部署で行われる、製品や製造工程等の開発や技術的改善に必要な思索・考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告等。 ●研究開発部署以外では、例えば、生産現場である工場においてパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験活動等。 ◇研究開発業務としないもの ●研究開発部署や工場等の生産現場で行われる次のような活動。 - A 生産の円滑化を図るために、生産工程を常時チェックする品質管理に関する活動及び製品、半製品、生産物の検査、試験、測定、分析。 - B パイロットプラント、プロトタイプモデル等による研究開発の域を脱して、経済的生産のための機器設備等の設計。 - C 特許の出願及び訴訟に関する事務手続き。 - D 一般従業員の研修・訓練等の業務。

3 原材料・ 消耗品費	この事業の遂行に必要な原材料、部品、消耗品等に要した経費。 使用によりその効力を失うもの、または単価が10万円未満の消耗機器及び材料等。 ※大量に購入した場合は受払簿により管理する。 ※契約期間内に使い切ることを原則とする。 ※事務用品、汎用機材は対象外とする。
4 旅費	旅費は、研究業務の研究員等として実施計画書に記載されている者の出張であつて、委託研究業務に対する直接的な出張の旅費に限る。 ※弊社訪問など、事務的協議は対象外とする。 ●鉄道運賃は、実費を対象とし、片道50km以上を利用した場合は、特急料金も対象とする(新幹線を含む)。 ※グリーン料金・寝台料金は対象外。 ●航空運賃は、実費を対象とし、エコノミークラスの搭乗料金を対象とする。 ●船舶運賃は、1等船室の運賃を上限とする。 ●自家用車の利用は、社内規定を有すること。 ●タクシー運賃は、対象外とする。
5 委託費	研究開発の根幹に属しない試験・分析、設計、加工、装置の据付工事等の外注に要する経費。 ※機械装置費に含まれる経費は除く。
6 共同研究 等の経費	大学、公設試験研究機関等の共同研究、受託研究、受託研修制度等の事業に要する経費とする。間接経費も含むことができる。 ※受託研修制度等の場合には、派遣する研究者の氏名を備考欄に記載すること。 ※受託研究等に必要な原材料、消耗品等の経費は、共同研究先(大学、公設試験研究機関)の予算明細書を記載し別様で提出する。 ※共同研究先のうち、大学及び公設試験研究機関での機械装置費の購入は、対象外とする。 ※共同研究先からの再委託は対象外とする。
7 産業財産 権の出願 等の経費	産業財産権の出願等の経費は、当該研究開発による発明や既に考案されたもので、当該研究開発を遂行するうえで権利化が必要な発明等の出願(PCT出願を含む)及び請求に要する経費で、出願・請求・指定国移行費用、弁理士費用等を対象とする。 源泉徴収税は除く。 ※事業期間内に出願手続きを完了していない場合は対象になりません。
8 その他の 経費	①宣伝・広告等の費用を認めるものとし、100万円を限度に、展示会等での出展経費(ブース及び什器・機器等借上げ料)や印刷製本費(ポスター、パンフレット作成費)を対象(上限200万円)とする。 ※宣伝・広告に係る旅費は、区分欄の旅費で対応する。 ②使用料、運搬料、送料、振込手数料は対象とする。 ③1～8に規定されない研究開発の費用で、特に社長が認めた経費。

※契約締結日より以前に発注、購入、契約したものは対象外です。

※契約期間内に原則として納品、検収、支払いを完了したものを対象とします。

※委託事業の対象経費は他事業と明確に区分して整理され、証拠書類によって金額等が確認できるものになります。